

寝屋川市高齢者保健福祉計画(2024～2026)(素案) パブリック・コメント手続結果

- 意見の募集期間 : 令和6年2月1日(木)から2月29日(木)まで
- 意見への対応

対応内容	件数
・ 意見による修正を行うもの	0 件
・ 別記の理由・趣旨から原案のとおりとするもの	3 件
・ その他の意見に回答するもの	1 件
・ パブリック・コメント手続制度の趣旨と合致しないもの	0 件
意見の総数 4 件 (提出者数 1 人)	

所属名 : 福祉部 高齢介護室

番号	ページ	該当箇所	意見のあらまし	市の考え方
1	-	全体	「地域支え合い推進員」を「地域 <u>へ</u> の支え合い推進員」に変更すべきでは。	「地域支え合い推進員」とは、生活支援体制整備事業（介護保険法第115条の45第2項第5号）の実施にあたり、市町村区域（第1層）及び日常生活圏域（中学校区域等）（第2層）に配置することとされている職種の名称であるため、原案のとおりとします。
2	16	目標を実現するための取組み（2）①	「SOSを発する力を高めることを支援します」を「SOSを発する力を高めることを支援 <u>を</u> します」に変更すべきでは。	文章の作りとして問題ないと判断し、原案のとおりとします。
3	20	目標を実現するための取組み（2）⑤	「地域ぐるみの支援活動に参加する人等への学習」を「地域ぐるみの支援活動に参加する人 <u>たち</u> への学習」に変更すべきでは。	学習支援の対象について、記載の者に限らないことを表現するために「等」を用いていることから、原案のとおりとします。
	30	重点的に取り組む事項（2）②		
4	-	全体	「セカンドステージ」についての意味は。	「セカンドステージ」については、2025年（令和7年度）を目途として仕組みを構築している『地域包括ケアシステム』の深化・推進を表すために、2015年（平成27年）から2024年（令和6年）までの構築の期間をファーストステージ、そこから更なる充実を行う期間を「セカンドステージ」と表現しています。